

外務省海外安全情報

中南米・アフリカ・中近東

<中南米>

ペルー

●ロレト州マリスカル・ラモン・カスティージャ郡ラモン・カスティージャ町、ヤバリ町、クスコ州ラ・コンベンション郡エチャラテ町、キンピリ町、ピチャリ町、ビルカバンバ町、インカワシ町、ビリヤ・ビルヘン町、フニン州ワンカヨ郡サント・ドミンゴ・デ・アコバンバ町、パリアワンカ町、コンセブシオン郡アンダマルカ町、コマス町、サティボ郡(サティボ町、リオ・ネグロ町を除く)、ワンカベリカ州タヤカハ郡(アコスタンボ町、アワイチャ町、ニャウインプキオ町、パソス町を除く)、アヤクチョ州ワクタ郡(ワマンギーヤ町、イガシン町を除く)、ラ・マル郡

：「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」
●コロンビアとの国境地帯、ワヌコ州レオンシオ・ブラド郡、ワマリエス郡、マラニョン郡、ワカイバンバ郡、ウカヤリ州バドレ・アバッド郡、サン・マルティン州トカチェ郡、フニン州サティボ郡サティボ町、リオ・ネグロ町、ワンカベリカ州ワンカベリカ郡、タヤカハ郡アコスタンボ町、アワイチャ町、ニャウインプキオ町、パソス町、アヤクチョ州ワクタ郡ワマンギーヤ町、イガシン町、アマソナス州コンドル山脈のエクアドルとの国境地帯
：「不要不急の渡航は止めてください。」

●リマ州リマ市(首都)及びカヤオ憲法特別市、ワンカベリカ州アコバンバ郡、チュルクカンパ郡、アプリアマック州チンチェロス郡、アンカシュ州バリヤスカ郡、ラ・リベルター州パタス郡、フニン州チャンチャマヨ郡、ハウハ郡、バスコ州オクサバンバ郡、アヤクチョ州ワマンガ郡キヌア町、フニン州ワンカヨ郡(サントドミンゴ・デ・アコバンバ町及びパリアワンカ町を除く)、ワヌコ州ワヌコ郡、アンボ郡、サン・マルティン州マリスカル・カセレス郡、サン・マルティン郡、カハマルカ州サンタ・クルス郡
：「十分注意してください。」

●その他の地域：
：「十分注意してください」(重大なテロ事件は発生していませんが、スリ、ひったくりなどが頻発しているため)

ボリビア

●ラパス市、エルアルト市、コパカバーナ市、サンタクルス市、ポトシ市及びベニ県
：「十分注意してください。」(デモや道路封鎖等の抗議行動、貧困に起因した事件が発生しているため)

※JTBグランドツアーでは、「不要不急の渡航は止めてください」「渡航は止めてください(渡航中止勧告)」「退避してください。渡航は止めてください(渡航勧告)」に該当する地域を訪問するツアーにつきましては、解除されるまでツアーを中止します。

ブラジル

●ブラジリア連邦区、サンパウロ州大サンパウロ圏及びカンピーナス市、リオデジャネイロ州大リオ圏、アマソナス州大マナウス圏、パラ州大ベレン圏、ペルナンブコ州大レシフェ圏、バイア州サルバドール市、エスピリトサント州
大ビトリア圏、バラナ州大クリチバ圏及びリオグランデドスル州ポルトアレグレ市
：「十分注意してください」(銃器を使用した一般犯罪が増加しているため)

アルゼンチン

●首都ブエノスアイレス市の周辺都市(首都ブエノスアイレス市は除く。):「十分注意してください。」(首都に隣接した地域にはスラム街が多数存在し、銃器を使用した凶悪犯罪が日常的に発生しているため)

ベネズエラ

●カラカス首都区、マイケティア国際空港周辺地域及びコロンビアとの国境地帯:「不要不急の渡航は止めてください。」
●ミランダ州、スリア州、カラボボ州、タチラ州
：「不要不急の渡航は止めてください。」
●上記以外の地域：「十分注意してください。」(強盗、誘拐などの凶悪犯罪が多発しているため)

エクアドル

●スクンビオス県南部とオレジャンナ県北部のナボ川周辺の一部地域、オレジャンナ県プエルト・フランシスコ・デ・オレジャンナ市、エスメラルダス県南部、首都キト市、グアヤス県グアヤキル市、ロハ県サポティーゾ市南部、モロナ・サンチアゴ県のチウィンサ市郊外及びサン・ファン・ポスコ市郊外、サモラ・チンチペ県エル・パングイ市郊外、トゥングラウア県のトゥングラウア火山周辺地域:「十分注意してください」(強盗等の凶悪犯罪が多発しているため)

メキシコ

●メキシコ市クアウテモック区テピート地域
：「十分注意してください」(外国人を含む誘拐事件や殺人事件が高い水準で発生しているため)

コスタリカ

●首都サンホセ市を含む周辺地域
：「十分注意してください」(スリやひったくりなどの被害が多発している為)

<アフリカ>

南アフリカ共和国

●ヨハネスブルグ、プレトリア、ケープタウン及びダーバン
：「十分注意してください」(銃器を使用した強盗、 窃盗など多発しているため)

ジンバブエ

●全土:「十分注意してください」(平穏に見える 町中でも強盗、窃盗等の凶悪事件が発生しているため)

ザンビア

●リビングストン市観光地区:「十分注意してください」(観光客が強盗被害にあったり、スリやひったくり等の被害が報告されているため)

ナミビア

●東カバンゴ州北部、西カバンゴ州北部、及びザンベジ州
：「十分注意してください」(地雷や不発弾が発見されたり、食糧略奪などの襲撃事件が起きているため)

マラウイ

●全土:「十分注意してください」(凶悪犯罪に加え、スリ、置き引き等の軽犯罪が日常的に発生しているため)

モザンビーク

●マプト州:「十分注意してください」(外国人が 強盗、スリ、ひったくり等の被害にあう事例が増加しているため)

ケニア

●ナイロビ郡(ナイロビ東部イスリー地区周辺地域及びスラム街周辺地域):「不要不急の渡航は止めてください。」(強盗や誘拐などの凶悪犯罪が多発しているため)

タンザニア

●アルーシャ州及びムトワラ州
：「十分注意してください」(政治集会等で、手りゅう弾を使ったテロが発生しているため)

ウガンダ

●ヌオヤ県のマチソン・フォールズ国立公園内の観光エリア(パラア・ロッジ以西)、南西部(カバロレ県、カセセ県、ルビリシィ県、ルクンギリ県、カヌング県、キソロ県)及びその他の地域(首都カンパラ等)全土:「十分注意してください」(スリ、ひったくりなどの軽犯罪が横行し、近年は銃器を使用した凶悪犯罪が増加傾向にあるため)

ルワンダ

●全土:「十分注意してください」(隣国コンゴ民主共和国の不安定な治安情勢の影響があるため)

マダガスカル

●全土:「十分注意してください」(スリ・ひったくり件数も多く、邦人旅行者も被害にあっているため)

<中近東>

イスラエル

●『ガザ地区及び同地区との境界周辺』、『ヨルダン川西岸地区(以下「西岸地区」)(ジェリコ、ベツレヘム、ラマツラ及びこれら3都市とエルサレムを結ぶ幹線道路、西岸内の国道1号線及び90号線を除く)及びその境界周辺、レバノン国境地帯を除く地域』、を除く地域
：「十分注意してください。」(情勢が不安定なため)

＜外務省海外安全情報とJTBグループの旅行の取扱基準＞

種別	内容	JTBグループの取り扱い基準	
		企画旅行	手配旅行
十分注意してください。	その国・地域への渡航・滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	<p>①原則として通常どおり催行するが、販売個所は契約前にお客様に対し、外務省海外安全情報をお渡ししご案内する。</p> <p>②旅行契約後、出発までの間に発出された場合は、販売個所が速やかに上記①と同様の方法により対応する。また、発出された時点で実施中の旅行については、催行個所が添乗員または現地幹旋個所を通じて速やかに上記と同様の方法等により対応する。</p> <p>●取消料は原則として収受する。例外的な取扱をする場合は、JTBグループ本社において決定し、各個所に通知する。</p> <p>③催行個所及び現地幹旋個所は安全及び衛生に関する(感染症など)情報の入手に努め、十分な対策を講じた上で旅行を催行する。</p> <p>④販売個所は催行個所の安全及び衛生に関する情報をはじめとする現地の最新情報をお客様にご案内するよう努める。</p>	<p>①催行(販売)個所は契約前にお客様に対し、外務省海外安全情報をお渡ししご案内する。</p> <p>②旅行契約後、出発までの間に発出された場合は、催行(販売)個所が速やかに上記と同様の方法等により対応する。</p> <p>③旅行を実施または継続するか否かの判断は、お客様(契約責任者)となる。(取消料、変更に伴う費用等が生じる場合はお客様負担となる)</p>
不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	<p>①原則として催行中止する。</p> <p>②情報が発出された時点で実施中の旅行については、速やかに次により対応する。</p> <p>ア) 催行個所は、添乗員または現地幹旋個所を通じて、「不要不急の渡航中止」地域であること、その外務省海外安全情報をお客様にお渡しの上ご説明する。</p> <p>イ) 催行個所は、添乗員または現地幹旋個所と協議の上、速やかに旅程変更を行い、当該地域から離れるよう措置を講じる。(旅程変更に伴う費用はお客様負担) 添乗サービスは提供する。</p> <p>③ア) 催行個所が、安全性が説明でき、(十分な)安全措置が取れると判断した場合、本社旅行実施検討委員会に所定様式により旅行実施の申請を上げることができる。</p> <p>イ) 同委員会は申請を受け速やかに当該国(地域)への旅行実施の是非の判断を行う。</p> <p>ウ) 同委員会により旅行実施可能と判断された場合、催行個所は、契約前にお客様に対し「不要不急の渡航中止」地域であることとその外務省海外安全情報、及び安全措置の説明を行った上で旅行を実施することができる。なお、対応方はJTBグループ全体で統一する。</p> <p>エ) 上記の措置をとる場合でも、危険情報が発出された時点から同委員会を実施可能と判断されるまでは、全ての企画旅行は催行中止とし、実施中の旅行については上記②のとおり対応する。</p> <p>●取消料 旅行を中止する国(地域)は収受しない。 旅行を実施する国(地域)は原則として収受するが、例外的な取扱をする場合は、JTBグループ本社において決定し、各個所に通知する。</p> <p>④旅行契約後、出発までの間に発出された場合は、販売個所が速やかにお客様に対し、外務省海外安全情報をご案内する。</p> <p>⑤募集パンフレット等を作成する段階で本情報が発出されている場合は、「不要不急の渡航中止」地域であることを注記した上でパンフレット掲載を行うことは可能。(旅行実施検討委員会により旅行実施が認められる場合は通常どおり掲載)</p>	<p>① 催行(販売)個所は契約前にお客様に対し、「不要不急の渡航中止」地域であること、その外務省海外安全情報をお渡ししご案内する。また、添乗サービスは提供できないが、渡航手続代行および空港幹旋の業務についてのみ、十分な安全確保のもとに可能とする。</p> <p>② 情報が発出された時点で実施中の旅行については、外務省海外安全情報をお客様にお渡ししご案内する。</p> <p>③ 左記③により企画旅行を実施する国(地域)については、契約前にお客様に対し「不要不急の渡航中止」地域であることとその外務省海外安全情報、及び安全措置の説明を行う。添乗サービスは提供できる。</p> <p>④旅行を実施または継続するか否かの判断は、お客様(契約責任者)となる。(取消料、変更に伴う費用等が生じる場合はお客様負担となる)</p>
渡航は止めてください。(渡航中止勧告)	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々へ退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります)	<p>①催行中止する。</p> <p>②情報が発出された時点で実施中の旅行については、速やかに次により対応する。</p> <p>ア) 催行個所は、添乗員または現地幹旋個所を通じて、「渡航中止勧告」「退避勧告」が発出されたこととその外務省海外安全情報をお客様にお渡しの上ご説明する。</p> <p>イ) 催行個所は、添乗員または現地幹旋個所と協議の上、速やかに旅程変更を行い、当該地域から離れるよう措置を講じる。(旅程変更に伴う費用はお客様負担)</p>	<p>①契約前にお客様に対し、「渡航中止勧告」「退避勧告」が発出されたこと、その外務省海外安全情報をお渡ししご案内する。</p> <p>②添乗サービスはご提供できないことをご案内する。</p> <p>③情報が発出された時点で実施中の旅行については、外務省海外安全情報をお客様にお渡ししご案内する。</p> <p>④旅行を実施または継続するか否かの判断は、お客様(契約責任者)となる。(取消料、変更に伴う費用等が生じる場合はお客様負担となる)</p>
退避してください。退避は止めてください。(退避勧告)	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	<p>③旅行契約後、出発までの間に発出された場合は、販売個所が速やかにお客様に対し、外務省海外安全情報をご案内する。</p>	